

アミカスブリーフ ——法廷への助言——

フランク J. ウエスト*
尾 上 友 紀**

抄 錄 米国のアミカスブリーフ制度は、当事者以外の第三者が裁判所に意見書を提出して助言を行う制度です。提出された意見書の内容に基づき、米国社会における歴史的判決がなされたケースもあります。日本の裁判所では2014年1月に初めて一般からの意見募集が行われ、制度導入の可能性も議論されていますが、裁判所での審議を妨げることなく適切な書面が提出されるよう明確な規定を設けて運用されれば、有効な制度になると期待されます。

目 次

- はじめに
- アミカスブリーフの提出手続き
- アミカスブリーフの内容と目的
- 米国での使用例
- 日本での使用例
- 今後の日本での活用について
- おわりに

1. はじめに

訴訟判決の内容が、当該案件の範囲を超えて社会全体に多大な影響を与えることがあり、特定の産業界や団体、政府機能に対して想定外の結果がもたらされる場合もあります。そのため、訴訟当事者だけでなく、判決の影響を受ける可能性のある者から予め意見を聞くことは裁判所にとって有益です。当事者以外からも意見や情報を得ることによって、法制度や経済、社会へのインパクトは如何なるものか、裁判所の意図する以上の波及効果や予想外の結果がもたらされる可能性があるなど、予め検討することができます。

米国においては、裁判所に対して訴訟当事者

以外の者が意見を提出する手段として、法廷助言者 (*amicus curiae*) によるアミカスブリーフ (*amicus brief*) 提出の制度があります。以前は、関係する分野に精通した弁護士が法廷助言を行うのが典型的でしたが、近年の提出者は様々です。当該裁判所に登録している弁護士の代理を通して、政府職員、会社員、大学教授、学生など多様な法廷助言者が意見を提出しています。

2. アミカスブリーフの提出手続き

アミカスブリーフは、控訴裁判所や最高裁判所に対してしばしば提出されます。連邦上訴手続き規則 (Federal Rules of Appellate Procedure) 29条に規定されている通り、控訴裁判所がアミカスブリーフを受け入れるのは、裁判所が提出を促している場合、又は訴訟の全当事者

* オブロン、マクレランド、マイヤー & ニュースタット法律事務所パートナー、米国弁護士
Frank J. WEST

** オブロン、マクレランド、マイヤー & ニュースタット法律事務所パートナー、米国弁護士
Yuki ONOE

の同意を得て提出された場合に限られます¹⁾。控訴裁判所が提出を促していない場合は、裁判所の許可を求める形になりますが、その際には（i）訴訟についてどのような関心があるのか、（ii）何故そのアミカスブリーフが裁判所にとって有益であるのかを説明し、（iii）訴訟の全当事者の同意を得ていることを示す必要があります²⁾。アミカスブリーフの提出期限は状況によって異なります。アミカスブリーフが原告側の立場を支持するものの場合は原告側の最初のブリーフ（opening brief）提出から7日以内、被告側を支持する場合は被告側の最初のブリーフから7日以内に提出する必要があります³⁾。一方、訴訟当事者のいずれも支持しない場合は、原告側の最初のブリーフ提出から7日以内にアミカスブリーフを提出しなければなりません。また、法廷助言者が口頭弁論に参加することはまれですが、裁判所から事前許可があって訴訟当事者の同意が得られた場合にのみ弁論を行うことができます。

最高裁判所へアミカスブリーフを提出する際には、米国最高裁判所規則（Rules of the Supreme Court of the United States）37条に従って、その内容に応じて指定の期限内に提出する必要があります。アミカスブリーフを提出した弁護士が最高裁で議論するのは極めてまれで、裁判所から促された時にのみ参加します。

3. アミカスブリーフの内容と目的

アミカスブリーフは裁判所に提出する正式な書類ですので、訴訟当事者の提出書類と同様に書式規定があり、主に下記の内容を記載する必要があります。

- ・法廷助言者が企業の場合、親会社や10%以上の株を所有する全ての上場会社の名称、
- ・目次（Table of Contents）、
- ・判例、法令など（Table of Authority）、
- ・法廷助言者に関する情報（名称、当該案件

についてどのような関心があるか）、提出が許されていることの説明（当事者の同意書など）、

- ・アミカスブリーフの作成や資金調達に関与した者（特に、訴訟に関わる場合はその当事者名、関係会社や弁護士）、
- ・議論（法的議論や公共政策に基づく議論）、及び
- ・書体、ページ数、単語数の制限を遵守していることの証明書（通常、ページ数の上限は各当事者の半分）⁴⁾。

アミカスブリーフの具体的な内容については、制限や規制がほとんど無いものの、最高裁判所規則37条1に下記のように記載されています。

An *amicus curiae* brief that brings to the attention of the Court relevant matter not already brought to its attention by the parties may be of considerable help to the Court. An *amicus curiae* brief that does not serve this purpose burdens the Court, and its filing is not favored.

アミカスブリーフは、当事者から裁判所に通知されていない関連事項を知らせる点で裁判所にとって有益になりうるものである。そのような目的を果たさないアミカスブリーフの提出は裁判所の負担となり、好ましくない⁵⁾。

訴訟当事者が有利な主張のみを提示する傾向にあるのに対し、アミカスブリーフでは、その案件特有の事実や状況に基づき、当事者が提示していない、提示したくない法的議論や公共政策上の議論、及び事実情報の提供⁶⁾がなされるという点で有益です。裁判所において認識されているアミカスブリーフの価値として以下が挙げられます。

- 1) 訴訟当事者が提示した議論をより詳細に補足説明したり、当事者から提示されな

かった代替案を提示したりすることができます。

- 2) 判決が及ぼし兼ねない影響、当事者以外の人や団体に及ぼす不測の影響の重大性について、裁判所に知らせることができます。
- 3) 法廷助言者の存在により案件の重要性を伝えることができる⁷⁾。

アミカスブリーフが裁判所において適切に考慮されるためには、明瞭簡潔に書かれたものであることが必須です。裁判所は既に審議すべき大量の情報を抱えており、長い書面や質の低い提出物は考慮されない可能性もあります⁸⁾。

4. 米国での使用例

アミカスブリーフは、控訴裁判所の決定に多大な影響を及ぼすものであり、学術文献においてもアミカスブリーフの提出が増加していると述べられています⁹⁾。実際に、人権に関わる法律や刑法、特許法といったあらゆる分野において、米国の法律を形成する上で重要な役割を担っています。例えば以下の事件においてアミカスブリーフが提出されています。

AbbVie Deutschland GmbH & Co. v. Janssen Biotech, Inc.において¹⁰⁾、控訴連邦巡回裁判所(CAFC)は、AbbVieの「ヒトインターロイキンと結合し活性を中和するヒト抗体」の特許を無効と判断しました。無効理由は、請求項のサポートが明細書中に見られないというものでしたが¹¹⁾、判決文によれば、「その争点を検討するにあたり、イーライリリー社とコーネル大学ロースクールのオスカー・リーバック教授によって提出されたアミカスブリーフが助けになった」と述べられています¹²⁾。

イーライリリー社のアミカスブリーフは、少数の特定抗体に関する実験記載にも関わらず、抗体のgenus全体に対して特許権を幅広く与えることは、医学研究の発展を妨げる可能性があ

ると主張しました。リーバック教授は、それまでの判例の説明と、明細書の記載に関する判例の歴史的背景の説明を行った上で、AbbVieは自社が発明した以上のものを権利化しようとしていたと結論付けました。

Miranda v. Arizona¹³⁾は、警察官が逮捕者に黙秘権等の権利を知らせる必要があるかが問題となった事件です。最高裁の結論は、警察官に権利の通知義務があるというものであり、憲法修正第5条に基づいてそのような権利があるとの判断がなされました。憲法修正第5条に基づく権利の主張は訴訟当事者が行ったものではなく、American Civil Liberties Unionのアミカスブリーフにてなされたもので、それがもととなって最高裁判決に至りました。

Grutter v. Bollinger¹⁴⁾は、ミシガン大学ロースクールが人種を入学プロセスの要因として使用できるか否かに関わる事件です。30人近い元軍人将校と民間人のリーダーが、大学側を支持するアミカスブリーフを提出しました。その主張の内容は、人種多様な軍隊において効果的なリーダーシップを保つため「幅広い人種の将校士官を採用し教育する」事、米国士官学校を含めた教育機関で人種を考慮する事は適切であるというものでした¹⁵⁾。このような意見のサポートとして、豊富な経験的データが提供されました。最高裁はアミカスブリーフを引用し、教育機関が学生を入学採用する際に、充分に代表されていないマイノリティに有益となるように人種を考慮する事は、あくまでも人種が要因のうちの1つであって単なる人数割り当てシステムとならなければ問題ないとの判断を下しました¹⁶⁾。

5. 日本での使用例

アップル対サムスンの平成23年(ワ)第38969号事件¹⁷⁾は、ユニバーサル移動体通信システム(「UMTS」)規格標準に関するサムスン特許に基づく特許侵害訴訟です。サムスンは規格標準

の開発に参加し、公正、合理的かつ非差別的（「FRAND」）な条件で特許ライセンスを行うと宣誓しました。アップルは特許ライセンスを取得すべくサムスンと交渉したもの、FRANDの条件に合致したライセンスを取得することができませんでした。アップルは、サムスンが誠意を持って交渉していないとして、民法1条3項に基づく権利の濫用を主張し、東京地方裁判所で確認訴訟を提起しました。裁判の結果、東京地裁はアップルに合意し、サムスンは当該特許行使して賠償金や差し止めを求める事ができないという判決を下しました。

2014年1月、サムスンによる控訴審において知的財産高等裁判所は、特許権が権利の濫用となることはまれであると認識し、その判決が産業界に多大な影響を及ぼす可能性があるとして日本の裁判所で初めて¹⁸⁾一般の意見を求めました。具体的には、以下の質問に対し意見を提出するよう促しました。

標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆる（F）RAND宣言（（Fair,） Reasonable and Non-Discriminatoryな条件で実施許諾を行うとの宣言）がされた場合の当該特許による差止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか。

日本では訴訟当事者以外の者が意見を提出するしくみが無かったため、当事者を代理する法律事務所がそれぞれ一般からの意見書を収集し裁判所に提出することになりました¹⁹⁾。

提出書類は裁判所により非公開とされましたが、いくつか要約も含め一部の書類は入手できます。例えば日本ライセンス協会LESが提出したものによれば、特許権の行使によって差止め要求を求める権利を裁判所が制限するのは、特許権者が公正なライセンス交渉を行わなかった時に限るべきであると述べています。また、損害賠償を要求する権利を裁判所が制限することは極めてまれであり、特許制度を害する事にな

ると主張しました²⁰⁾。

Criterion Economics LLCは、（1）特許権者がFRAND条件を提示し誠実にライセンス交渉したにも関わらず交渉に応じないライセンシーに対しては差止め請求を可能にするべきである、（2）標準必須特許の特許権者は損害賠償を受取る権利があるとのコメントを提出しました²¹⁾。

米国知的財産法協会（AIPLA）からもコメントが出され、FRAND条件での特許ライセンスを行うと宣誓した特許権者であっても、差し止めや損害賠償を得る権利を制限するべきではないとの見解を示しました²²⁾。更にAIPLAは、特許使用料の決定は当事者同士の交渉に委ねるべきであるが、交渉が決裂した場合には裁判所が特許使用料の決定に関与できると述べています。

知財高裁は、サムスンがFRAND条項に基づき誠意を持って交渉しなかったことが権利の濫用に値するという地裁判決を支持する大合議判決を下しました²³⁾。ただし通常は、特許権者がFRANDの範囲を超える損害賠償を求めた場合に権利の濫用に相当し、ライセンス条件がFRANDの場合は権利の濫用に相当しないとしています。判決文ではアミカスブリーフ中の議論を要約し、「裁判所が広い視野に立って適正な判断を示すための貴重かつ有益な資料」であったと述べました²⁴⁾。裁判所のコメントが一般的なものであるため、アミカスブリーフの何れかが特に裁判所の決定に影響を与えたか、その評価は難しいですが、少なくともアミカスブリーフの提出により、標準規格設定に関わる産業界からの懸念事項が裁判所に十分伝わったようです。

6. 今後の日本での活用について

今後日本でのアミカスブリーフ制度の活用を検討するに当たっては、2000年の自由人権協会の提案が参考となるかもしれません²⁵⁾。その提案の内容は、判決が予期せぬ影響を及ぼす可能

性があるか裁判所が評価できるようアミカスブリーフの提出を可能にすべきであるというものです。ここでは政府によるアミカスブリーフを除外することが提案されていますが、政府所有の社会経済的情報データやその他の公共政策文書が裁判所判断に有益な場合もあります。

アミカスブリーフ制度とその有用性を評価するため、特定の法律分野で限定的に制度を実施することも考えられます。例えば、知的財産法は法律と技術との両方の問題を扱うものであり、それらが複雑に関わる判決が産業界や社会にどのような影響を及ぼすか、アミカスブリーフの提出により裁判所へ知らせることができます。サムソン事件のような知的財産分野でのアミカスブリーフやコメントの提出を今後も許可することで、制度の有効性を評価することができるかもしれません。

アミカスブリーフは、当事者の議論を繰り返すものではなく、裁判所が新たな視点で判断を行うように意図されているものです。この点では、アミカスブリーフの客観性を評価できるように、書類作成や資金調達に参加した団体や企業などを開示し、透明性を保つことが重要です。

また、裁判所での審議を遅らせないように、アミカスブリーフの提出手順、時期、ページ制限などについて明確なルール設定が望まれます。更に、どういった状況でアミカスブリーフの提出を許可するか、(1) 裁判所が提出を募る場合のみ、(2) 提出を求めて裁判所が許可した場合のみ、(3) 訴訟当事者全ての同意が得られた場合のみ、又は(4) それらの組み合わせなど、今後の運用に際し、様々な選択肢があります。例えば知的財産案件で毎回アミカスブリーフが殺到しないように、制度の評価段階では、より提出が制限されるルール設定とする方が望ましいかもしれません。

7. おわりに

アミカスブリーフは、司法判断が社会や経済に如何なる影響を及ぼすか、裁判所の理解を深めるのに有効なものです。また、裁判所において公共政策に基づく議論を考慮したり、社会への影響を考えて判決文の表現を詳細に検討したりするのに役立っています。提出者の情報開示によって透明性を保ち明瞭簡潔な書類の提出がなされれば、裁判所での審議を妨げることなく、アミカスブリーフ制度がより有効なものになると期待されます。

注記

- 1) Fed. R. App. 29 (a). ただし、米国政府は裁判所の許可や訴訟当事者の同意無しにアミカスブリーフを提出することができます。
- 2) Fed. R. App. 29 (a) (b).
- 3) Fed. R. App. 29 (e). 控訴審の判決が出されていない案件でも通常、PACER (Public Access to Court Electronic Records) というシステムから情報を得ることができるため、案件の動向を確認しながらアミカスブリーフの提出を検討でき、第三者が内容や書式なども確認できます。
<https://www.pacer.gov/>
- 4) Fed. R. App. 29 (c) (d) .
- 5) U.S. S. Ct. R. 37 (1). 参考：Fed. R. App. 29, Advisory Committee Notes to 1998 Amendments (“[An amicus brief] should treat only matter not adequately addressed by a party.”).
- 6) 米国控訴審においては、地裁で取り扱われた事実の内容と当事者が争点とした法律問題の内容のみ審議されます。参考例：Eldred v. Reno, 239 F.3d 372, 378 (D.C. Cir. 2001) (amicus curiae may not raise new issues on appeal but a new “argument” is not a new “issue”).
アミカスブリーフは、産業に関する一般的な事実や社会経済的情報データなど当該案件以外の事実に言及して、当事者に提示されなかった公共政策上の議論を行うことができます。
- 7) Victor E. Flango, Donald C. Bross, & Sarah Corbally, Amicus Curiae Briefs : The Court’s

- Perspective, 27 Just. Sys. J. 180, 181 (2006).
- 8) Kelly J. Lynch, "Best Friends? : Supreme Court Law Clerks on Effective Amicus Curiae Briefs," 20 J. L. & Politics 33, 44-45 (Winter 2004).
- 9) 参考例 : Wendy L. Martinek, "I in the U.S. Courts of Appeals," Vol. 34 : 6 American Politics Research 803-824 (2006) (1920年代から1930年代にかけて, 控訴裁判所におけるアミカスブリーフ提出は2%から6%に増加した。米国最高裁訴訟においては各事件で少なくとも1件のアミカスブリーフ提出が行われる); Collen V. Chien, "Patent Amicus Briefs : What the Courts' Friends Can Teach Us About the Patent System," Vol. 1 : 2 Univ. Cal. Irvine L. Rev. 397-433 (2011) (米国最高裁は, アミカスブリーフに記載されている政府の立場を採用することが非常に多い); Daniel A. Farber, "When The Court Has A Party, How Many 'Friends' Show Up? A Note on The Statistical Distribution of Amicus Brief Filings," Vol. 24 : 19 Constitutional Commentary (2007); R. Reeves Anderson and Anthony J. Franze, "Commentary : The Court's increasing reliance on I in the past term" National L. J. (Aug. 24, 2011) (2010年から2011年の最高裁判決のうち, 63%の判決がアミカスブリーフに言及している)。
- 10) 111 U.S.P.Q.2D (BNA) 1780, 1783 (Fed. Cir. 2014).
- 11) 同上, 1791頁。
- 12) 同上。
- 13) 135 S. Ct. 547 (2014).
- 14) 539 U.S. 306 (2003).
- 15) Amicus Brief of Lt. Gen. Julius W. Becton, Jr. et al., 5頁。
- <http://findlawimages.com/efile/supreme/briefs/02-241/02-241.mer.ami.military.pdf>
- 16) 539 U.S. at 331.
- 17) http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/096/083096_hanrei.pdf
- 18) Shoichi Okuyama, "Amicus Briefs in Japan? Current Status of Apple and Samsung Patent Litigation," Issue 49, Winds from Japan, The Licensing Executives Society Japan, at 1-2 (January 2014).
- 19) 同上。
- 20) Jinzo Fujino, "LESJ's Amicus Brief on Apple v. Samsung," Issue 50, Winds from Japan, The Licensing Executives Society Japan, at 2-3 (April 2014) .
- 21) <http://www.criterioneconomics.com/docs/sidak-japan-ip-high-court-frand-damages-injunctions-seps.pdf>
- 22) <http://www.aipla.org/advocacy/intl/Documents/AIPLA%20Comments%20to%20IP%20High%20Court%20of%20Japan%20via%20Apple%20-%203.20.14.pdf>
- 23) 平成25年(ネ)第10043号
http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/H25ne10043_zen1.pdf (原文)
http://www.ip.courts.go.jp/eng/vcms_lf/H25ne10043full.pdf (英文)
- 24) 同上, 原文147-149頁, 英文139-141頁。
- 25) <http://www.jclu.org/katsudou/seimeいike/nsho/20000920.shtml>
- Web参照日 : いずれも2015年7月5日

(原稿受領日 2015年6月3日)